

令和2年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和2年9月4日 午前10時07分 開会
午前11時52分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子
代表監査委員	宅康次		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 8番 川村優子 10番 岡本吉司

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第66号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議第67号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議第68号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第69号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 報第5号 令和元年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第8 報第6号 令和元年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第9 認第1号 令和元年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第10 認第2号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第3号 令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第4号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第5号 令和元年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第6号 令和元年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第7号 令和元年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認第8号 令和元年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第17 認第9号 令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 認第10号 令和元年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 議第70号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第71号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第72号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第73号 工事請負契約の締結について（葛城市消防団屯所建替え工事（5カ所））
- 日程第23 議第74号 財産の取得について
- 日程第24 議第75号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 日程第25 議第76号 令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第26 議第77号 令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第27 議第78号 令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第28 議第79号 令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時07分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和2年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、令和2年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

また、発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では会議における議案の審査、所管事務の調査等の充実を図るため、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第28までの26議案であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

また、条例の一部改正の新旧対照表を議席に配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会教育長より、教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されており、既に議員各位に配付いたしておりますのでご報告といたします。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております4件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年第3回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会におきましてご提案させていただきました案件は、人事案件が4件、報告案件が2件、認定案件が10件、議決案件が10件、合わせて26件でございます。各案件を提案

いたします際に、それぞれの内容につきましてご説明を申し上げますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

下村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、川村優子君、10番、岡本吉司君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 おはようございます。令和2年第3回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る8月25日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第66号から日程第6、議第69号までの4議案につきましては、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決までは1議案ごとに行います。

次に、日程第7、報第5号及び日程第8、報第6号の2件につきましては、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみを行います。

続きまして、日程第9、認第1号から日程第18、認第10号までの決算認定10議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑までを行い、各常任委員会より4名ずつ選出された8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第19、議第70号から日程第21、議第72号までの条例の一部改正3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、総務建設常任委員会には議第70号議案を、厚生文教常任委員会には議第71号と議第72号の2議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第22、議第73号と日程第23、議第74号の契約関係の2議案につきましては、一括上程し、内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、議第73号議案は総務建設常任委員会に、議第74号議案は厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第24、議第75号から日程第28、議第79号までの補正予算5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は9名といたしますので、会派の調整等を図って委員の選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日9月4日から25日までの22日間とし、8日午前10時より本会議を開催し、一般質問を行います。9日午前10時より本会議を再開し、引き続き一般質問を行います。10日午前9時30分より総務建設常任委員会、11日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。なお、11日は厚生文教常任委員会終了後に、県域水道一体化調査特別委員会を開催願います。14日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。16日、17日、18日の3日間は、いずれも午前9時30分より決算特別委員会を開催願います。23日と24日は予備日とし、25日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項についての審査状況をそれぞれ委員長より報告を願います。その後、各委員会に付託された議案につきましては各委員長より審査結果について報告願、質疑、討論の後、採決まで行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付しております4件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

下村議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日4日から25日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日4日から25日までの22日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第66号から日程第6、議第69号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての4議案を一括議題といたします。

なお、本4議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本4議案につき、提案理由を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第66号から議第69号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第66号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の中嶋瑞氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますので、新たに山岡加代子氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

次に、議第67号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の西岡弥臣氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き西岡氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

次に、議第68号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の安川健二氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き安川氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

最後に、議第69号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の小走須美子氏が本年12月31日付をもって任期満了となりますが、引き続き小走氏を推薦いたしたく提案するものでございます。

以上4名の方々につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本4議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、日程第3、議第66号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第4、議第67号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第67号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第5、議第68号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第6、議第69号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第7、報第5号、令和元年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について、及び日程第8、報第6号、令和元年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案件2件を一括議題といたします。

本件につき報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第5号及び報第6号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報第5号、令和元年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率について、ご説明させていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率及び2つ目の比率である連結実質赤字比率については、本市におきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額はございません。

3つ目の比率である実質公債費比率。本市の場合、平成29年度、平成30年度、令和元年度の3か年平均で7.9%であり、これは早期健全化基準である25%を下回っております。

4つ目の比率である将来負担比率。本市の場合、57.2%であり、これは早期健全化基準である350%を大きく下回っており、このように、令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりも下回った比率であり、健全段階と判断されるものでございます。

次に、報第6号、令和元年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず、下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、令和元年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差引不足額は4,713万6,885円で、資金不足比率は14.96%となっております。令和2年度の公営企業会計移行に伴い、令和元年度決算が打切決算となったため、例年出納整理期間に収入していた下水道使用料が令和元年度決算としては収入されなくなったことから、資金不足が生じたものでございます。

また、水道事業会計の資金不足比率につきましては、県営水道の受水費等の未払金を含む負債1億9,466万6,967円に対しまして、現金預金等流動資産は17億9,895万5,598円でございます。流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

下村議長 次に、監査委員より報第5号及び報第6号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次君。

宅 代表監査委員 おはようございます。それでは、ただいまから令和元年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査結果について報告いたします。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果でございます。

審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。

審査の結果は、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類は、適正に作成されているものと認められました。

葛城市におきましては、健全化判断比率に係る実質公債費比率や、将来負担比率などの4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回っている健全な財政状況であるものの、年々財務指標が悪化している現状にあることから、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取組が必要と考えられます。

今後とも、行財政改革を積極的に推進され、より一層の効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について、徹底した削減、合理化に努めていただきたい。また、新たな財源を確保するとともに市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行財政運営を推進されるよう要望いたします。

以上をもって、財政健全化及び経営健全化審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく藤井本浩。

下村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件については、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第9、認第1号から日程第18、認第10号までの決算認定10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第1号、令和元年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は149億8,579万5,808円で、予算現額に対する収入率は89.4%でございます。また、歳出決算額は145億9,556万5,616円で、予算現額に対する執行率は87.1%となっております。歳入歳出差引残額は3億9,023万192円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億2,095万6,664円を差し引いた実質収支額は1億6,927万3,528円でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては3億5,707万1,119円の減額となっております。令和元年度末の現在高は37億4,848万12円となっております。

次に、認第2号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は37億3,766万5,029円で、予算現額に対する収入率は99.2%でございます。また、歳出決算額は35億8,551万235円で、予算現額に対する執行率は95.2%となっております。歳入歳出差引残額は1億5,215万4,794円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、利子分1万1,750円の増額となっております。令和元年度末の現在高は1億53万4,788円となっております。

次に、認第3号、令和元年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は30億3,933万6,834円で、予算現額に対する収入率は98.8%でございます。また、歳出決算額は29億2,552万5,185円で、予算現額に対する執行率は95.1%となっております。歳入歳出差引残額は1億1,381万1,649円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては7,692万5,982円の増額となっております。令和元年度末の現在高は1億3,187万7,248円となっております。

一方、介護サービス事業勘定では歳入歳出決算額はともに2,218万8,909円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに85.3%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は14億6,750万4,397円で、予算現額に対する収入率は95.5%でございます。また、歳出決算額は15億1,464万1,282円で、予算現額に対する執行率は98.5%となっております。

ます。歳入歳出差引不足額は4,713万6,885円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号、令和元年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は3億4,738万214円で、予算現額に対する収入率は95.2%でございます。また、歳出決算額は3億4,657万6,132円で、予算現額に対する執行率は95%となっております。歳入歳出差引残額は80万4,082円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、令和元年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は32万9,585円で、予算現額に対する収入率は103%でございます。また、歳出決算額は31万4,834円で、予算現額に対する執行率は98.4%となっております。歳入歳出差引残額は1万4,751円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、令和元年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は1,430万1,237円で、予算現額に対する収入率は79.1%となっております。また、歳出決算額は1,330万1,237円で、予算現額に対する執行率は73.6%となっております。歳入歳出差引残額は100万円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては216万5,099円の減額となっております。令和元年度末の現在高は2億5,361万1,263円となっております。

次に、認第8号、令和元年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,534万3,341円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに82%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第9号、令和元年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は4億5,267万9,206円で、予算現額に対する収入率は98.8%でございます。また、歳出決算額は4億5,148万2,206円で、予算現額に対する執行率は98.6%となっております。歳入歳出差引残額は119万7,000円で、実質収支額も同額でございます。

最後に、認第10号、令和元年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業収益につきましては7億9,504万2,007円で、予算現額に対する収入率は100.3%でございます。一方、水道事業費用は6億4,854万4,680円で、予算現額に対する執行率は93.2%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書による当年度純利益は1億1,514万8,054円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は2,445万400円で、予算現額に対する収入率は34%でございます。一方、支出額は4億1,131万1,583円で、予算現額に対する執行率は93.7%となっております。この資本的収支における3億8,686万1,183円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに減債積立金及び建設改良積立金で補てんをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願いを申し上げます。

下村議長 次に、監査委員より、認第1号から認第10号まで、以上10議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次君。

宅 代表監査委員 それでは、ただいまから令和元年度葛城市一般会計、各特別会計並びに水道事業会計の決算審査結果について報告いたします。

今年度の監査のポイントといたしましては、改正地方自治法に基づき、令和2年4月1日に内部統制に準拠した監査基準を新たに定めたこともあり、この基準をよりどころとして、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ経済性、効率性においても適正か判断いたしました。

なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりでございます。

審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき、関係帳簿と照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について比較検討し、併せて必要に応じて関係職員から説明を求め、審査を実施いたしました。その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は関係法令の規定に準拠して作成されており、関係帳簿、その他証拠書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、予算執行状況についても、おおむね適正であると認めました。

しかし、以下に述べる点については検討を要するものや課題として、今後、必要かつ適正な措置を講じていただくよう、要望いたします。

1、行政業務の効率化について。

ロボティック・プロセス・オートメーション事業で業務の効率化を進められているということは、大いに期待されることです。市役所の業務は対面によるところが多く、テレワーク化できる業務は限定的になりますが、葛城市の場合、行政機関が分散していることから、また、新型コロナウイルス対策としても、電子決裁やリモート会議などを積極的に取り入れ、業務の効率化を更に促進されることを強く要望いたします。

2つ目、選挙の執行について。

選挙の期日前投票は増加傾向にあります。昨年の葛城市の実績では、全体の投票者数の約45%が期日前投票であるという現状を踏まえ、投票率を上げるための工夫も凝らしながら、現在31か所ある投票所について、選挙管理委員会と協議の上、統廃合も含め、状況に則した対応を検討していただきたい。

3つ目、保育児童の待機児童について。

葛城市におきましては、子育てしやすいまちをアピールし、一定の成果を得ています。しかしながら、保育料の無償化に伴い、待機児童のさらなる増加が懸念されます。より多くの保育児童を受け入れるためには保育士の確保が必要となりますが、全国的に保育士の成り手が不足しております。保育士の確保のための予算の手当てとともに、これまで以上に関係機関と協力、連携を密にして、待機児童ゼロを目指した子育てに手厚いまちづくりをしていただくことを強く要望いたします。

4つ目、敬老年金の今後について。

葛城市の敬老年金は旧新庄町時代から始まり、50年近く経過しております。この制度は全

国的に見ても数少ないもので、誇りにしなければならない事業でございます。しかしながら、社会環境の変化や医療制度等の進歩により、支給対象者が年々増加しています。時代の経過とともに、実態に見合った高齢者施策が求められることから、この敬老年金については、制度そのものを見直す時期にあると考えられます。

5つ目、有害鳥獣駆除事業について。

山麓地域の農業被害につきましては、関係者から悲痛な声があり、耕作意欲の低下をもたらし、ひいては農地の荒廃という悪循環の状況にあると思われまます。有害鳥獣の防止として、捕獲用のおりや防護柵の設置等の対策が講じられているところですが、猟友会の高齢化問題、捕獲した鳥獣の処分地の問題などについて、抜本的な対策の強化が必要と考えられます。

6つ目、しあわせの森公園の整備について。

しあわせの森公園は、吸収源対策緑地事業の補助金を活用して、平成30年度から令和4年度までの5か年計画で整備され、全体事業費は2億3,600万円となっています。また、この公園に係る維持費は、年間1回の除草作業だけで700万円程度の費用がかかるという回答もあり、今後の整備につきましては、費用対効果を考えた適切な整備方法で事業をされることが期待されます。

7つ目、下水道事業の公営企業化について。

令和2年度から下水道会計は、公営企業会計としての決算となります。しかしながら、下水道事業は、水質保全や環境衛生の向上という公の事業としての要素が大きいので、全てを下水道料金で賄うのではなく、一般会計からそれに見合う適正な補助金を繰り入れる必要が生じています。今後の下水道事業の運営につきましては、水道事業と同様に、健全な経営を推進していくための検討も必要と考えられます。

最後に、財政状況について。

本年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額の実質収支は黒字ですが、財政力指数については、前年度と同様の0.53です。経常収支比率につきましては98.2%で、前年度と比較して0.7ポイント改善されていますが、100%に近接しているものであり、財政の硬直化が進んでいることに変わりはありません。令和元年度決算におきまして、財政調整基金は厳しい財政環境の中にあつて、幾つかの事業の繰越しもあり、その取崩しが1億4,100万円にとどまり、20億円が確保されています。今後の決算におきましては、財政健全化に向けて基金の取崩しではなく、積み増しが望まれるところでございます。また、令和2年度も社会保障費の増加、公共施設、インフラの老朽化対策などの支出の増加が認められることに加えまして、新型コロナウイルスによる財政への影響も多大なものと想定されますことから、安定した財政基盤の確立に向けた取組に一層努力されることを期待します。

以上をもって審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく藤井本浩。

以上でございます。

下村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本10議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの10議案については、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第10号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時20分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、増田順弘君、同じく副委員長、内野悦子君、以上です。

次に、日程第19、議第70号から日程第21、議第72号までの条例の一部改正3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第70号から議第72号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に議第70号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、たばこ税、市民税及び延滞金について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、たばこ税では、平成30年度税制改正による段階的な税率の引上げと軽量の葉巻たばこの課税方法を見直すもので、本年10月1日から施行するものでございます。

市民税では、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除を見直し、延滞金では、法人市民税の納期限延長に係る延滞金の割合等を引き下げる特例の整備を行うもので、令和3年1月1日から施行するものでございます。

次に、議第71号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、当該法律の引用条項の項ずれの改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

最後に、議第72号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、奈良県下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験及び更新講習実施規程の改正により、未成年者に受験資格を付与されたことに伴い、責任技術者の登録資格の欠格条項から、未成年者の規定を削るものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第70号議案については総務建設常任委員会に、議第71号及び議第72号の2議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第22、議第73号及び日程第23、議第74号の契約関係2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第73号及び議第74号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第73号、工事請負契約の締結についてでございます。

本案につきましては、老朽化及び耐震基準に満たない5つの消防団屯所について、建替え工事をしようとするものでございます。本年8月20日に一般競争入札を実施した結果、3者が応札し、かとう建設株式会社が落札しましたので、契約金額2億6,817万1,200円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第74号、財産の取得についてでございます。

本案につきましては、GIGAスクール構想実現に向けた1人1台端末整備事業において、小中学校に整備するタブレット及びノートパソコンを取得しようとするものでございます。本年7月に県域の共同調達ということで、奈良県によるプロポーザルの結果、2者が参加し、キシステム株式会社が契約対象者となりましたので、取得予定金額1億9,387万1,502円で財産の取得をしようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第73号議案については総務建設常任委員会に、議第74号議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第24、議第75号から日程第28、議第79号までの令和2年度補正予算5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第75号から議第79号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第75号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,555万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億1,863万6,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、総務費では地方税法の改正に伴う滞納管理システム改修委託料、衛生費では市内保有施設等における新型コロナウイルス感染症対策経費の追加、土木費では社会資本整備総合交付金事業に係る国庫補助金返還金、河川管理事業の増額、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い中止や延期となった事業経費等の減額をお願いするものでございます。

次に、議第76号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,102万円とするものでございます。

補正内容につきましては、前年度決算による基金積立金と国庫補助金の精算に伴う償還金の追加でございます。

次に、議第77号、令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,380万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,000万1,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、前年度決算による基金積立金と国庫負担金等の精算に伴う償還金の追加でございます。

次に、議第78号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,827万4,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、学校臨時休業対策費補助金の対象事業で、新型コロナウイルス

感染症対策に係る本年3月の小中学校の臨時休業に伴う、学校給食の食材キャンセル料の追加でございます。

最後に、議第79号、令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、公営企業会計移行によるもので、令和2年度葛城市下水道事業会計予算第4条の2の未収金及び未払金の金額7,300万円及び5,760万円を7,390万8,000円及び833万8,000円に改めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第75号から議第79号までの5議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号から議第79号までの5議案につきましては、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時33分

再 開 午前11時50分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長に川村優子君、同じく副委員長、増田順弘君。以上です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、8日、9日、25日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、10日午前9時30分から総務建設常任委員会、11日午前9時30分から厚生文教常任委員会、厚生文教常任委員会終了後、引き続きまして県域水道一体化調査特別委員会、14日午前9時30分から予算特別委員会、16日、17日、18日それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。
本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前11時52分